

「女性活躍のためのプラットフォーム（交流・対話の場）」 構築・運營業務委託仕様書

第 1 章 総則

1 業務の名称

「女性のためのプラットフォーム（交流・対話の場）」構築・運營業務

2 業務の目的

本業務は、本市における女性活躍推進の一層の加速化を図るため、職域・地域・教育・家庭をはじめ、あらゆる分野における女性活躍の推進を下支えするとともに、交流・対話を通じた個人・企業・団体等のネットワーク形成を促進する「女性のためのプラットフォーム（交流・対話の場）」（以下、「プラットフォーム」という。）（参考 1）を構築することにより、情報の集積・発信及び好事例の横展開等を通じた相乗効果と好循環の創出を図るものである。

また、女性活躍を支える企業・団体等との協働、共創を通じて、実証フィールドとしての活用や新たな取組（イノベーション）の創出につなげることを目的とする。

3 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 履行場所

宇都宮市明保野町 7 番 1 号

宇都宮市男女共同参画推進センター「アコール」ほか

- ※ 各事業の目的・対象・内容等に応じて、最適な履行場所を選定すること。
- ※ 本プラットフォームの拠点は、宇都宮市男女共同参画推進センター「アコール」とする。受託者が配置するコーディネーター及びコミュニティマネージャーは、業務遂行に必要な範囲でアコールの施設（執務・打合せ等）を利用できるものとし、利用可能な日時等の詳細は、本市が定めるところによる（必要に応じて協議の上決定する。）。なお、業務遂行に必要な備品・機器・消耗品等は受託者の負担により用意することとし、本市は施設（場所）の提供のみを行う。また、施設の無線 LAN（Wi-Fi）を利用できるものとする。

5 企画提案上限額

17,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ※ 企画提案上限額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、業務履行に要する経費として参考に示すものである。
- ※ 企画提案上限額を超えた提案は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

本業務の遂行に当たり、受託者は、本仕様書に定める事項を遵守するものとする。

なお、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は、本仕様書に明記なき事項であっても、本業務遂行上必要と思われる事項については、本市と受託者の協議により決定するものとする。

2 企画提案業務

本業務の内容は、「第3章 特記仕様」によるものとする。

3 関係法令等

受託者は、本業務の執行に当たっては、関係法令等を遵守すること。

4 機密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者にもらしてはならない。また、業務完了後においても同様とする。

5 権利の帰属

本業務にかかる成果物の著作権等の権利は、全て本市に帰属するものとする。

6 業務担当者及び業務管理

- (1) 受託者は、本業務が本市の将来にわたる発展につながる重要な事業であることを十分に理解し、適切かつ確実な業務遂行と質の高い成果品の納入が担保される体制を整えるものとする。
- (2) 受託者は、常に本市と連絡を密にするとともに、十分な協議のもと、業務の円滑な遂行を図るものとする。
- (3) 受託者は、業務監督者及び業務担当者を配置し、秩序正しい業務を行わせるものとする。このうち業務監督者は、業務全般を統括・管理するものとする。また、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する業務担当者を配置するものとする。
- (4) 受託者は上記の業務体制について役職、担当業務、担当者名などを明確にしたうえで、本市に報告するものとする。

7 関係機関等との協議

本業務の遂行上必要な関係機関等との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく本市に報告するものとする。

8 市内業者の育成

受託者が、本業務の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めるものとする。なお、市内業者に発注するときは、業務の内容及び見積金額における市内業者への再委託金額の割合等を企画提案内容に記入すること。

9 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は、原則として受託者が行うものとする。また、本市から貸与を受ける資料については、そのリストを提出し、業務完了とともに返却することとする。

なお、業務完了前においても本市から返却の要求があった場合は、速やかに返却するものとする。

10 打合せ

打合せは、業務着手前、中間、業務完了時及び特記仕様に定めるもののほか、随時必要に応じて行うものとする。

11 議事録

受託者は、業務遂行に当たっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面をもって本市へ報告するものとする。

12 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たり、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、本市の承認を受けるものとする。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、本市の承認を受けるものとする。

(1) 業務着手時

- ①業務着手届 ②業務工程表 ③業務担当者届及び履歴書 ④業務実施計画書
- ⑤課税事業者届出書

(2) 業務完了時

- ①業務完了届 ②成果品納品書 ③検査願

(3) その他業務遂行上必要とされる書類

13 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 実施報告書 5部
- (2) その他関係資料
- (3) 電子成果品一式

※ 業務内で収集・作成したオリジナルデータ（Word, Excel, PowerPoint等）も含めて提出すること。

14 検査及び業務の完了

- (1) 受託者は、業務完了後速やかに業務完了届を提出し、本市の検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、検査の承認を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備又は不合格とされる点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを訂正しなければならない。

15 その他

- (1) 業務の遂行にあたり使用する関係資料，データ等については，可能な限り最新のものを使用するとともに，出典，年月等を明記するものとする。
- (2) 各種資料や成果品の作成に当たっては，Microsoft Office 2019 あるいはこれと互換性のあるもので編集可能なファイル形式とする。

第3章 特記仕様

1 基本事項

本業務は、本市における女性活躍の推進を図るものであり、「第6次宇都宮市総合計画後期基本計画」及び「第5次宇都宮市男女共同参画行動計画」等の内容を踏まえるとともに、女性活躍推進法等の関係法令及び「女性版骨太の方針」等の国・県の動向を十分に把握した上で実施すること。

また、本業務は、女性活躍推進課が所管する事業（女性起業支援、女性の健康支援等）を基に、プラットフォーム（交流・対話の場）を核とした横断的な取組として位置付けるものである。

なお、本業務は、国等の交付金を活用して実施する事業であることから、受託者は、当該交付金に係る要綱、要領等を十分に確認・理解した上で、本市と連携し、適切かつ確実に業務を遂行すること。

【活用を予定している交付金】

- ・ 地域女性活躍推進交付金
- ・ 地域少子化対策重点推進交付金
- ・ 地域未来交付金
- ・ 地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業助成金

2 業務内容

(1) コーディネート機能の構築

ア コーディネーターの配置

プラットフォームの機能が十分に発揮されるよう、本業務の中核として、次の役割を担うコーディネーターを配置すること。

なお、コーディネーターについて、業務の効率性等を踏まえ、受託者が担うことを妨げない。

(7) 全体統括（企画・運営）

- ・ 年間の実施計画の全体設計及び進捗管理
- ・ 事業間の重複回避と、相乗効果が生まれる組合せの設計
（例：セミナーから相談につなぐ導線設計）
- ・ 実施結果（定量・定性）を踏まえた改善案の提示

(イ) コーディネート（関係者調整、交流及び対話の場の設定、協働・共創の創出）

- ・ 個人、企業、大学、各種団体等との連携調整、参画促進及び交流・対話の場の設定
- ・ 職域、地域、教育、家庭等の分野横断的な交流・対話、協働、共創の組成
（例：企業×教育、地域×防災×家庭）
- ・ 本市の既存資源（講師候補、協力団体、会場、情報等）の整理及び横断的な活用の提案

(ウ) 相談・支援の総合整理（支援につなぐ機能）

- ・ 相談受付・記録・フォローの運用整理及び次の「イ コミュニティマネージャーの配置」に記載されているコミュニティマネージャーの対応支援

- ・ 必要に応じ、関係機関につなぐ判断基準及び運用の整理（緊急時の対応を含む。）
- ・ 相談等から把握した課題及び施策・事業の改善点の整理

(I) 情報整理・発信

- ・ 交流会・相談等で得られた好事例の整理
 - ・ 様々な分野で活躍する女性のロールモデル候補の発掘・取材調整等
- ※ 本市と協議の上、本市が別に構築予定（令和9年1月頃）の「女性活躍総合サイト」との連動を図ること。

イ コミュニティマネージャーの配置

職域，地域，教育，家庭の分野ごとに，次の役割を担うコミュニティマネージャーを配置すること。

なお，コミュニティマネージャーについて，業務の効率性等を踏まえ，受託者が担うこと及び複数分野を兼務することを妨げない。

- ・ 分野内における事業参加者・関係者同士の継続的なつながりづくり
- ・ 分野内の好事例・課題の把握と共有
- ・ 相談対応及び適切な相談先への案内

【提案の要件】

- ・ コーディネーター及びコミュニティマネージャーについて，想定する人材像（必要な経験・スキル等），配置人数及び配置形態（勤務時間等），具体的な役割分担を明確にした上で，提案すること。
- ・ 受託者は，コーディネーターが担う業務を補完するため，申込管理，記録作成，広報素材作成等の事務・運営補助を含む実施体制（バックアップ体制）を構築し，具体的に提案すること。
- ・ 相談対応は，個人情報保護及び緊急時対応に配慮した運用（記録方法，情報管理，エスカレーション等）を提案すること。

(2) プラットフォームの看板・サインの整備

- ・ 本プラットフォームの存在や趣旨が来訪者に分かりやすく伝わり，参加のきっかけや心理的ハードルの低下につながるよう，サインや看板等の制作・設置について提案すること。
- ・ サインや看板については，単なる名称表示にとどまらず，本市が目指す女性活躍推進の理念や，本プラットフォームが，多様なステークホルダーの「交流・対話の場」であることが視覚的に伝わるデザインとすること。
- ・ 設置場所，サイズ，素材，表現方法等については，施設の特性や来訪者の動線を踏まえ，本市と協議の上，適切に決定するものとする。

(3) 個人・企業・団体等のネットワーク形成の促進

ア ネットワーキングイベント（交流会）の開催

女性個人，企業，教育機関，団体等が分野を超えて交流し，新たな連携さらには協

働・共創の創出につなげられるよう、分野ごと又は分野横断的なネットワーキングイベントを開催すること。

① 内容

分野ごと又は分野横断的なテーマを設定し、事例紹介、対話、名刺交換・交流タイム等を実施

② 対象

各講座・セミナー受講者、企業、教育機関、団体等（テーマによる）

③ 実施回数

8回以上

※ うち2回以上は分野横断的な企画とすること。

（例：職域×教育、地域×家庭 等）

※ 「(6) 機運醸成を促進する各種事業やセミナー等の実施」に定める事業における講座・セミナー等との同時開催も可とする。

④ 参加人数

- ・ 分野横断的な企画については1回80人程度
- ・ その他の企画については、1回あたり30人程度

※ テーマにより適切な参加人数を設定することも可とする。

⑤ 実施時期

令和8年7月～令和9年2月

【キックオフイベントの開催】

ネットワーキングイベントのうち、最初の1回については、本事業の趣旨や取組内容を広く市民や関係者に周知し、共有を図るためのキックオフイベントを開催することとし、その実施内容について提案すること。

【実施日】 令和8年7月1日（水）予定

【実施場所】 男女共同参画推進センター「アコール」

【提案の要件】

- ・ ターゲット（例：企業×学生、起業家×子育て世代、地域×企業 等）の組み合わせと、各回のテーマを具体的に設定した上で提案すること。
- ・ 各回について、交流にとどまらず、次の行動（次回参加、オンラインコミュニティ参加、相談、協働・共創の芽づくり等）につながる設計とすること。
- ・ 参加者構成の設計（誰と誰を出会わせるか）、ファシリテーションの方法、イベント後のフォロー導線（オンライン、個別相談、協働・共創立上げ等）について、具体的に提案すること。
- ・ 連携を深めたいコミュニティやステークホルダー（例：企業、大学、経済団体、NPO、専門職団体等）を明示し、「(6) 機運醸成を促進する各種事業やセミナー等の実施」に定める事業等と連携し、どのようなつながりを生み出すのかを示すこと。

イ オンラインコミュニティの企画・管理・運営

本市が別に構築予定（令和9年1月頃）の「女性活躍総合サイト」内のコミュニケーションツールを活用し，参加者同士の二次元での交流を目的としたオンラインコミュニティの企画（テーマ別交流等）・管理・運営を行うこと。

- ・ オンライン交流機能を活用し，プラットフォーム参加者等の発信を促進するとともに，継続的な交流が生まれるよう運用
- ・ 利用目的に応じた参加ルールの設定，秩序維持
- ・ 利用者の反応や参加状況を踏まえ，交流が活性化するテーマ設定や運用方法について継続的な検証と改善
- ・ 必要に応じ，関係機関等への橋渡し

(4) 相談・支援機能の構築

女性のライフステージに応じた課題（就労，キャリア，起業，家庭，健康等）に関する相談に対応する体制を整備すること。

- ・ 相談方法は，対面相談（場所はアコールを想定），オンライン相談（※）等とする。
※ オンライン相談については，市公式LINEを想定しており，一次受付を担うものとする。
※ 相談システムは，本市が保有するものを使用すること。
※ 受託者が相談対応で使用するパソコンについては，セキュリティソフトが入ったものとする。また，IPアドレスを本市に提供すること
- ・ 内容に応じて，コミュニティマネージャーや本市女性相談所，関係機関等と連携し，適切な支援につなぐこと。
- ・ 相談件数及び内容（個人が特定されない形）を整理し，効果検証及び施策立案に資する資料として報告すること。

【提案の要件】

- ・ 想定する相談分野（就労・キャリア・起業・家庭・健康等）ごとの対応方針，相談導線（受付～記録～フォロー）を明示すること。
- ・ 専門家（キャリアカウンセラー，社労士，産業カウンセラー等）を活用する場合は，「①関与の形態（定期相談日，オンライン相談枠等）」，「②役割分担（コミュニティマネージャーとの連携）」について，具体的に提案すること。
- ・ 本市が実施する「女性のためのLINE相談」や女性相談所等との連携方法について，市と協議の上，整理すること。

ただし，女性相談所等で受付している緊急事案等については，受付確認後，早急に女性相談所につなぐこととする。

(5) オンラインサイトでの情報発信コンテンツの制作・発信

以下を踏まえた情報発信コンテンツを制作すること。（取材，記事の作成を含む）

① 発信媒体

- ・ 本市公式ホームページ

- ・ 本市女性活躍推進課が管理する公式Instagram「うつのみやウーマン」
- ・ 本市が別に構築予定（令和9年1月頃）の「宇都宮市女性活躍総合サイト」
- ・ その他の本市が管理する情報発信媒体

② 制作するコンテンツの形態

掲載用原稿，画像・動画等

③ 発信内容

- ・ 女性活躍に関するロールモデルの紹介（月1回発信）
- ・ 女性活躍推進に取り組む企業等における好事例の紹介
- ・ 本市が実施する女性活躍推進に関する取組
- ・ イベント，講座，セミナー等に関する情報 等

④ 愛称及びロゴマークの活用及び調査

- ・ 情報発信においては，本市で決定する「女性活躍のためのプラットフォーム（交流・対話の場）」の「愛称」及び「ロゴマーク」を効果的に活用すること。
 なお，「愛称」（3案）及び「ロゴマーク」（3案）について，著作権，商標権等の権利の調査を行うこと。

(6) 機運醸成を促進する各種事業やセミナー等の実施

女性活躍の機運醸成及び具体的な行動変容を促すため，職域，地域，教育，家庭の分野に係る以下の事業の実施を必須とした上で，これらの効果的な実施手法等について提案すること。

なお，各種事業又はセミナー等を実施するに当たっては，実施内容，講師（登壇者），実施場所その他必要事項について，事前に本市と十分に協議の上，決定すること。

ア <職域>中小企業における女性活躍促進事業

企業における女性活躍や男性の家庭参画に向けたセミナーや交流会を開催することで，働きやすい職場環境づくりを促進し，女性をはじめ誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会の実現を図る。

(7) 出前啓発セミナー

① 内容

女性活躍促進や女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定のほか，男性の家庭参画の必要性，メリット，取組事例の紹介，取組の実施に向けた具体的な手法や手順の提案などを行う。なお，講師については，国・県等の支援制度等の活用を妨げない。

- ② 対象 市内業種別団体や市内工業団地等
- ③ 実施回数 5回以上
- ④ 参加企業数 原則1回につき10社以上
- ⑤ 実施時期 令和8年7月～令和9年2月

(イ) 社会保険労務士コンサルタントに相談できるワークショップ交流会

① 内容

各企業における女性活躍推進や働きやすい職場環境づくりに関する課題について、グループワークで意見交換を行い、社会保険労務士による助言を行う。なお、講師については、国・県等の支援制度等の活用を妨げない。

- ② 対象 従業員100人以下の市内中小企業経営者等
- ③ 実施回数 1回以上
- ④ 参加企業数 30社程度
- ⑤ 実施時期 令和8年7月～令和9年2月

(ウ) 女性活躍推進に関する社会保険労務士によるコンサルタント派遣

① 内容

女性が働きやすい職場環境づくり（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定、テレワークやフレックス制度などの柔軟な働き方の促進等）や男性の育児休業取得推進などに関する支援を行う。なお、国・県等の支援制度等の活用を妨げない。

- ② 対象 (イ)のワークショップ交流会に参加した企業のうち、コンサルタント派遣を希望する企業
- ③ 実施時期 令和8年7月～令和9年2月

イ <職域>女性の健康サポート事業

- ・ 市民や市内企業が女性特有の健康課題について理解を深め、家庭や職場などにおける女性活躍に向けた環境の改善を図るためのフェムテックイベントを開催することにより、男女ともに「ウェルビーイング」が高まり、企業等における生産性が向上するとともに、労働や家庭参画、地域活動など、さまざまな分野で活躍する人づくりが進み、本市の発展に寄与する。
- ・ 若い世代を対象とした生理痛体験を実施することにより、男女が互いの身体的性差を十分に理解し、共に生涯を通じて健康を享受できるよう、女性特有の健康課題への理解を図る。

(7) フェムテックイベント

- ① 実施期日 令和9年1月21日 木曜日
- ② 実施場所 宇都宮市宮みらい1番20号
ライトキューブ宇都宮 中ホール

※ 本市において、中ホール全面、控室301について、午前9時から午後6時まで仮予約済み

③ 内容

・ 女性の健康支援に関するセミナーの開催

※ 講師については、女性活躍及び女性の健康について講演することに適する人物を提案することとし、市が想定する事業規模及び委託料の範囲内で実施可能な内容とすること。

・ フェムテック製品やサービスの体験会やフェムテック企業との交流会（ブースイベント）の開催

※ フェムテックブース出展企業を15社以上確保すること。

・ **生理痛体験コーナーの設置**

※ 生理痛体験を実施する業者は、ブースイベント出展業者を兼ねることを妨げない。

- ④ **対象** 市民，市内企業等
- ⑤ **参加者数** 300人程度

(イ) **生理痛体験セミナー**

- ① **内容** 生理痛体験及びセミナーの開催
- ② **対象** 市内の中学校又は高校 1校
- ③ **実施回数** 1回
- ④ **体験人数** 15人以上
- ⑤ **実施時期** 令和8年7月～令和9年2月

ウ **<職域>女性起業チャレンジ支援事業**

「家事や育児と両立しながら自分のペースで働きたい」、「趣味を仕事にしてみたい」といった女性に対し、スモールステップで始められる「プチ起業」から「本格起業」まで、本人の希望に沿った起業が実現できる講座や実践の場を提供するとともに、講座受講者同士のネットワークづくりを後押しし、女性特有の不安や悩みなどの心理的ハードルを払拭しながら、起業を通じた自己実現や収入獲得を支援するもの

(7) **プチ起業講座** ※（参考2）参照

① **内容**

自分らしい働き方を見つける「㉗ **動機づけの講座**」、起業に必要な「㉘ **知識・スキルの習得の講座**」、講座を受け成功体験を積むための「㉙ **実践**」、これらを踏まえ次に活かすための「㉚ **振り返りの講座**」を行う。

なお、プチ起業の内容として、「マルシェ出展」及び「デジタルスキルを活かした案件獲得」の要素を必ず盛り込むこととする。また、デジタルスキルの習得については、国・県等の支援制度等の活用を妨げない。

② **対象**

- ・ 市内在住・在勤の女性
- ・ 本市で起業を希望する市外在住の女性

※ 託児あり 保育士想定：各回4人

③ **参加人数**

【マルシェ出展コース】30人

【デジタルスキルを活かした案件獲得コース】30人

④ **実施回数**

以下の実施回数を基本とするが、講座・実践の内容を踏まえ必要回数を提案すること。なお、各コースについて、一体的に実施することが効果的な場合は、同時開催とすることを妨げない。

- | | | |
|---------------|----------|-----|
| ㉗ 動機づけの講座 | 各コース同時開催 | 2回 |
| ㉘ 知識・スキル習得の講座 | 各コース | 各4回 |
| ㉙ 実践 | 各コース | 各1回 |
| ㉚ 振り返りの講座 | 各コース | 各1回 |
- ⑤ 実施時期 令和8年7月～令和8年10月

(4) 中間層対象講座 ※（参考2）参照

① 内容

プチ起業の経験を活かし、収益や活動規模の拡大、さらには、本格起業につながるよう、大学教授等の学識経験者や専門家を講師として、「㉗ ビジネスにおける女性特有の心理や社会的視点を学ぶ講座」及び「㉘ 経営やマーケティングについて学ぶ講座」を行う。

② 対象

- ・ プチ起業の受講者
- ・ 市内在住・在勤又は本市での起業を希望する市外在住の女性で（条件あり）、プチ起業等の経験があり、収益や活動規模の拡大を考えている方

③ 参加人数 30人

④ 実施回数

以下の実施回数を基本とするが、講座・実践の内容を踏まえ必要回数を提案すること。なお、㉗㉘の講座について、一体的に実施することが効果的な場合は、同時開催とすることを妨げない。

㉗ ビジネスにおける女性特有の心理や社会的視点を学ぶ講座 3回

㉘ 経営やマーケティングについて学ぶ講座 3回

⑤ 実施時期 令和8年10月～令和9年2月

(ウ) 個別相談支援の実施

本人の希望に沿った起業が実現できるよう、キャリアコンサルタントや中小企業診断士などの資格を有する者が受け手となり、各講座の終了後等に企業全般に係る相談支援を実施すること。（1人当たり2回程度）

(エ) 先輩女性起業家との交流や参加同士のネットワークづくりの機会の創出

- ・ 女性特有の不安や悩みに寄り添い、起業に当たっての心理的なハードルを下げるため、本市における過去の女性起業支援講座や他の先輩女性起業家の経験談を聞く機会等を創出すること。
- ・ 参加者同士のネットワークを形成するため、各講座や実践等を通じて参加者同士が目標や悩みを共有できる交流機会を創出すること。

(オ) 本市（経済部産業政策課）が実施する創業支援との連携

講座受講者に限らず、本市での本格起業を目指す女性からの個別相談に対して、必要なスキルを身に付ける方法やチャレンジショップをはじめとする実践機会の

提供等により，市（産業政策課）が実施する創業支援へとつなげていくこと。

エ <地域>女性視点による防災・災害対応力強化事業

災害時におけるマイタイムラインの作成等を通じて，女性特有のリスクやニーズを反映した実効性の高い避難行動を実現するとともに，自身，家族，地域の安全を守るための意識の醸成を図ることで，女性自身の意思決定・災害対応力，さらには地域における防災力の向上につなげるもの

(7) 女性視点の防災学習・ワークショップの開催

① 内容

- ・ 防災，災害時の備え等に関する基本知識の習得及び意識の醸成に関する講座
- ・ 災害時シミュレーション（マイタイムライン，働く女性の帰宅困難時の行動・備えリストの作成等）に関する講座

② 対象

市内在住で，地域の防災活動に参加している，又は興味のある女性

※託児あり 保育士想定：各回3人

③ 参加人数 30人

④ 実施回数 2回

⑤ 実施時期 令和8年7月～令和9年2月

(4) 成果物の活用

- ・ 本市における防災意識の醸成に資するよう，市と協議の上，本講座における成果物の活用を図ること。

オ <教育>理工系分野をはじめとする多様な進路選択支援プロジェクト

女性のキャリアパスの多様化や経済的自立を図るため，理工系分野への進学・就職に係るジェンダーバイアスの解消と，多様な進路選択に向けた意識醸成に取り組むもの

(7) 未就学児から社会人まで世代に応じた支援

① 内容

未就学児から社会人まであらゆる世代に対し，STEM分野体験教室や企業の研究所・工場見学など，実際の技術現場に触れる機会を提供し，科学の楽しさや仕事の魅力を実感できるプログラムを実施する。

㊦ 未就学児～小学校低学年

理工系への関心を高める講座の開催

- ※ 保護者同伴とし，進学や就職における保護者のアンコンシャス・バイアスの解消に向けた内容を盛り込むこと。

㊧ 小学校中・高学年

STEM分野における企業と連携した職業体験や活躍人材訪問ツアーの実施

- ※ 保護者同伴とし，進学や就職における保護者のアンコンシャス・バイアスの解消に向けた内容を盛り込むこと。

㊦ 中学・高校生

県及び大学と共催した理工系キャリア教育イベントの開催

㊧ 小学校高学年～高校生

多様な進路選択を叶えるための出前講座の開催

② 実施回数 各1回

③ 参加人数

㊦ 親子15組

㊧ 親子30組

㊦㊧ 各30人

④ 実施時期

㊦㊦㊧ 令和8年7月～令和9年2月

㊧ 令和8年7月下旬～8月 又は 令和8年10月中旬

※ 夏休み・秋休みの期間に実施すること。

カ <家庭>男性の家庭参画促進講座

幼い子を持つ父親のみならず、将来、父親となる独身男性も対象に加えた講座を開催し、男性の家庭参画の促進を図ることで、女性活躍さらには男女共同参画社会の実現を目指す。

① 内容

男性の家庭参画の重要性やメリット、育休中のタイムマネジメントを学ぶ講座や家事・育児などのスキルを身に付ける体験型の講座を開催する。

② 対象

幼い子を持つ父親や、将来、父親となることを希望する男性（妻も参加可）

※託児あり 保育士想定：3人

③ 参加人数 30人

④ 実施回数 1回

⑤ 実施時期 令和8年7月～令和9年2月

【提案の要件】

- ・ 上記に掲げた事業のうち、次のものについては、本市における重点的な事業として打ち出していくため、実施方法・内容等についてより具体的な提案を行うこと。

ウ <職域>女性起業チャレンジ支援事業

エ <地域>女性視点による防災・災害対応力強化事業

オ <教育>理工系分野をはじめとする多様な進路選択支援プロジェクト

- ・ 提案に当たっては、以下の内容を盛り込むこと。

① 事業全体の年間スケジュール

- ・ 効果的な実施時期や組み合わせとすること。
- ・ 実施・運営の円滑化（当日の進行役やオンライン操作のサポートなど、適切な人員配置を含む。）

② 内容・講師・実施主体

- ・ 参加者・参加企業等が理解しやすく、取組を促す内容
- ・ 各事業においては、可能な限り、参加者同士の交流等を創出する内容を盛り込むとともに、継続的に参加ができ、参加者同士が気軽に集まり、ゆるやかなつながりが生まれるような取組内容を提案すること。
(例：講座・セミナー後の交流会、ゴミ拾い等の地域活動、リユースマルシェなど、参加のハードルが低く、日常的な関わりにつながる企画 等)
- ・ セミナー、講座等の実施に当たり、講師又は実施主体の選定に関する考え方及び選定方針を示すこと。

③ 周知方法等（広報及び参加者の募集）

- ・ より多くの市民・企業等に参加してもらえるような周知及び募集方法の提案
 - ・ 市の広報媒体以外の外部の広報媒体の活用の提案
- 例) チラシ作成・発送、Instagram 等を用いた SNS 発信、商業施設での実施、企業研修への位置づけ（など、市の広報媒体以外にも提案）

④ 新たな提案

- ・ 上記に掲げた事業を超えた新たな事業内容やセミナー等の提案
- ・ 分野横断的な支援を効果的に行うための手法の提案

3 運営会議への参加

- ・ 受託者及び受託者が配置するコーディネーター並びにコミュニティマネージャーは、本市が本業務の進捗管理、課題整理及び改善検討を行うために開催する運営会議（年 4 回及び必要に応じて開催）に参加すること。
- ・ 受託者は、運営会議の実施に必要な資料の作成、関係者への連絡調整等の運営補助を行い、市との情報共有を適切に行うこと。

4 効果の検証

各事業の実施に当たり、参加者アンケート等により効果検証を行い、上半期・下半期ごとに市へ報告すること。

また、年間の総括として、プラットフォーム全体の成果、課題、次年度に向けた提案等を整理した報告書を作成すること。

【提案の要件】

- ・ 効果指標（例：参加者数、相談件数、企業の参画件数、オンラインコミュニティ参加者数 等）と、その測定方法を提案すること。
- ・ アンケートやヒアリング等、定性的な評価も含めた分析手法を示し、どのように次年度以降の改善につなげるかを明らかにすること。

5 本市関連事業等の周知及び連携

本業務においては、本仕様書に記載の事業を実施範囲とするが、女性活躍推進に関して本市が別途実施する関連事業についても常に念頭に置き、必要に応じて、以下に掲げるよ

うな内容について、参加者への情報提供や周知等を行うなど、相互に関連性を持った事業運用に努めること。

- ・ 業務の実施にあたり、企業に対し、宇都宮市男女共同参画推進事業者表彰「きりり大賞」などの女性活躍促進やワーク・ライフ・バランスの推進、性別にかかわらず働きやすい職場環境づくりなどに関連する事業を周知すること。
- ・ 各セミナー等の実施にあたり、「パートナー企業・団体（主に男女共同参画推進連絡協議会など）等」の周知や事業連携を検討すること。

6 独自の提案

上記「2 業務内容」のほか、本業務の目的達成により効果的であると考えられるものについては、企画提案上限額の範囲内で独自に提案すること。

7 その他、留意事項

- (1) 経費については、会場使用料、交通費、通信費、広告料、謝金、印刷製本など一切の費用を含めて見積もること。
- (2) 写真撮影等に当たっては、参加者や団体の顔写真や名称等、事前に本人等から了承を得るなど、個人情報取り扱いに十分に留意しながら業務を進めること。
- (3) 本業務の実施により生じた著作物に関する全ての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む。）については、本市に帰属するものとする。
- (4) 本業務の実施による成果物は、写真、音楽等の著作権上の権利関係の処理を済ませたうえで納品する。また、それらに関する紛争が生じた場合は、提案者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わないものとする。
- (5) 本仕様書に明記していない事項や、本仕様書内容に疑義が生じた場合、あるいは業務に関し、事故・問題等が生じた場合は、速やかに本市に報告し、協議すること。
- (6) 企画提案に要する費用は、すべて提案者の負担とすること。
- (7) 受託者は、必要に応じて感染症対策を行うこと。
- (8) 受託者は、天災その他受託者の責めによらない事由により業務の履行が困難と考えられる場合は、本市と協議の上対応すること。